

県営岸脇地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）における事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1 事業費及び事業費の負担区分の予定

- (1) 県営土地改良事業費 632,000 千円 （令和6年度単価。ただし、物価変動により将来変動することがある。）
（ 工 事 費 602,000 千円 ）
（ 工雑・事務費 30,000 千円 ）

(2) 負担区分の予定

区 分	国庫負担	県負担	市町負担	地元負担
工 事 費	331,100千円 55.0%	165,550千円 27.5%	60,200千円 10.0%	45,150千円 7.5%
工雑・事務費	—	30,000千円 100%	—	—

2 土地改良法第91条の規定による市町負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の高島市は、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第91条第6項の規定により、当該市が負担する負担金を滋賀県に対して負担する。

3 土地改良法第91条の規定による地元負担金の納入方法

本事業の区域を地域とする岸脇土地改良区は、法第91条第4項の規定により滋賀県が法第3条に規定する資格を有する者に対する負担金に代えて当該土地改良区からこれに相当する額として徴収する金銭を滋賀県の定める条例に従い負担する。

4 負担金の支払期間の始期

本事業に係る負担金の支払期間の始期は、毎年度事業費に応じて、当該年度とする。

5 地元負担の予定基準

岸脇土地改良区は、定款の定めるところにより本事業の施行地域内の農用地につき、地積割を基準として賦課する。

6 特別徴収金に関する事項

本事業の施行に係る地域内の土地につき法第3条に規定する資格を有する者は、当事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において工事完了の日が示されたときはその示された日）から起算して、8年を経過しない間に、当該土地をこの事業の計画において予定した用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、法第91条の2（滋賀県土地改良事業等負担金徴収条例第6条）の規定により特別徴収金を徴収されることがある。